インボイス制度登録申請について

令和５年１０月１日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

　この登録の受付が、本年10月1日から可能となります。登録といっても自社が発行する請求書に記載する番号をもらうだけなのですが、おそらく大手企業を中心に早めに準備が始まると思います。つまり、10月以降「御社の登録番号を知らせてください」という依頼が届くようになると思います。

　この登録を、文書で行った場合、文書で通知が届きます。しかし、将来的に、取引先への登録番号を通知する際に、「税務署で認証された電子データ」での提出を求められることも考えられます。電子データで通知書を受け取るためには、e-Taxで電子申請する必要があります。

そこで、

当事務所では、必要な全てのお客様の登録申請をe-Taxで行い、登録通知書は各お客様にメールします。

お客様のe-Tax用、IDとPASSは当事務所で把握しております。だから、お客様においては、登録申請を行わないようにお願いします。

この作業はお客様にとって不利となることは一切ありませんので、消費税の申告をしているお客様全てについて申請を本年１０月１日以降順次行います。

インボイス制度に関するお問合せ先

当事務所又は【国税庁フリーダイヤル】 0120－205－553（無料）まで。